

昭和二十七年法律第三百三十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 罪（第一条—第九条）

第三章 刑事手続（第十一条—第二十条）

附則 第一章 総則

（定義） 第二章 罪

第一条 この法律において「協定」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定をいう。

第二条 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。

第三条 この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

第四条 この法律において前項の罪を犯した者が、証言した事件の裁判所が合衆国軍事裁判所の手続きに従つて宣誓したときは、その刑を免除することができる。

第五条 合衆国軍隊に属し、かつ、その軍用に供する兵器、弾薬、糧食、被服その他の物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

第六条 合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつてないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不正当な方法で、探し、又は収集した者は、十年以下の拘禁刑に処する。

第七条 合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。

第八条 前二項の未遂罪は、罰する。

第九条 前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第十条 合衆国軍隊の構成員の制服又はこれに似せて作つた衣服を着用した者は、拘留又は科料に処する。

第十一條 協定によりアメリカ合衆国の軍事裁判所（以下「合衆国軍事裁判所」という。）が裁判権を行使する他の人の刑事被害事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。

第十二條 合衆国軍事裁判所の手続に従つて宣誓したときは、その刑を免除することができない。

第十三條 合衆国軍事裁判所の手続に従つて宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三年以上十一年以下の拘禁刑に処する。

第十四條 合衆国軍事裁判所の手続に従つて宣誓した証人が虚偽の鑑定又は通訳をしたときは、前二項の例による。

第十五條 合衆国軍事裁判所の手続に従つて宣誓した証人が虚偽の鑑定又は通訳をしたときは、前二項の例による。

第十六條 正当な理由がないのに、前条第一項の規定による裁判官の出頭命令に応じない証人について合衆国軍事裁判所から嘱託があつたときは、裁判官は、その証人に對して勾引状を発して、これを合衆国軍事裁判所に勾引することができる。

第十七條 合衆国軍事裁判所の手続に従つて宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三年以上十一年以下の拘禁刑に処する。

第十八條 合衆国軍事裁判所の手続に従つて宣誓した証人が虚偽の鑑定又は通訳をしたときは、前二項の例による。

第十九條 合衆国軍事裁判所の手續に従つて宣誓した証人が虚偽の鑑定又は通訳をしたときは、前二項の例による。

第二十条 合衆国軍事裁判所の手續に従つて宣誓した証人が虚偽の鑑定又は通訳をしたときは、前二項の例による。

第二十一条 合衆国軍事裁判所の手續に従つて宣誓した証人が虚偽の鑑定又は通訳をしたときは、前二項の例による。

第二十二条 合衆国軍事裁判所の手續に従つて宣誓した証人が虚偽の鑑定又は通訳をしたときは、前二項の例による。

第二十三条 合衆国軍事裁判所の手續に従つて宣誓した証人が虚偽の鑑定又は通訳をしたときは、前二項の例による。

2 前項の罪を犯した者が、証言した事件の裁判の確定前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

3 合衆国軍事裁判所の手續に従つて宣誓した鑑定人又は通訳人が虚偽の鑑定又は通訳をしたときは、前二項の例による。

（軍用物を損壊する等の罪）

3 合衆国軍隊に属し、かつ、その軍用に供する兵器、弾薬、糧食、被服その他の物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

（合衆国軍隊の機密を侵害する罪）

3 合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつてないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不正当な方法で、探し、又は収集した者は、十年以下の拘禁刑に処する。

（合衆国軍隊の機密を侵害する罪）

3 合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。

（前二項の未遂罪は、罰する。）

3 前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。

（前二項の未遂罪は、罰する。）

2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設又は区域内において逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

（逮捕された合衆国軍隊の構成員又は軍属の引渡し）

3 合衆国軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が協定第十七条第三項（a）に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認めたときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定にかかるわらず、直ちに被疑者を合衆国軍隊に引き渡さなければならぬ。

（司法警察員の手續）

2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を合衆国軍隊に引き渡さなければならぬに被疑者を合衆国軍隊に引け渡す場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。

（合衆国軍隊による逮捕）

2 検察官又は司法警察員は、合衆国軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状に代わるもののが交付があつたときは逮捕状を示して被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならない。

（合衆国軍隊による引渡し）

2 司法警察員は、受けさせなければならない。この場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるもののが交付があつたときは、當該逮捕状に代わるものを見示して、その引渡しを受けることができる。

（検察官による引渡し）

2 検察官又は司法警察員は、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うる教唆の規定の適用を排除するものではない。

（裁判官による引渡し）

2 第六条第一項の罪、同項に係る前条第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

（制服を不当に着用する罪）

2 検察官又は司法警察員は、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うる教唆の規定の適用を排除するものではない。

及び第二百五条第二項に規定する時間は、引渡しがあつた時から起算する。

（施設又は区域内の差押え、捜索等）

3 合衆国軍隊がその権限に基づいて警備設置又は区域内において逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

（逮捕された合衆国軍隊の構成員又は軍属の引渡し）

3 合衆国軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が協定第十七条第三項（a）に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認めたときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定にかかるわらず、直ちに被疑者を合衆国軍隊に引き渡さなければならぬ。

（司法警察員の手續）

2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を合衆国軍隊に引け渡す場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。

（合衆国軍隊による逮捕）

2 検察官又は司法警察員は、合衆国軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状に代わるもののが交付があつたときは逮捕状を示して被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならない。

（合衆国軍隊による引渡し）

2 検察官又は司法警察員は、受けさせなければならない。この場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるもののが交付があつたときは、當該逮捕状に代わるものを見示して、その引渡しを受けることができる。

（検察官による引渡し）

2 第六条第一項の罪、同項に係る前条第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

（裁判官による引渡し）

2 第六条第一項の罪、同項に係る前条第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

（制服を不当に着用する罪）

2 検察官又は司法警察員は、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うる教唆の規定の適用を排除するものではない。

（裁判官による引渡し）

4 刑事訴訟法第七十一条及び第七十三条第一項
前段の規定は、第一項の規定による勾引に準用
する。

(書類又は証拠物の提供等)

第十七条 裁判所、検察官又は司法警察員は、そ
の保管する書類又は証拠物について、合衆国軍
事裁判所又は合衆国軍隊から、刑事事件の審判
又は捜査のため必要があるものとして申出があ
つたときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄
本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、
若しくは引き渡すことができる。

(日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事
事件についての協力)

第十八条 検察官又は司法警察員は、合衆国軍隊
から、日本国の法令による罪に係る事件以外の
刑事事件につき、合衆国軍隊の構成員、軍属又
は合衆国の軍法に服する家族の逮捕の要請を受
けたときは、これを逮捕し、又は検察事務官若
しくは司法警察職員に逮捕させることができ
る。

2 合衆国軍隊から逮捕の要請があつた者が、人
の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは
船舶内にいることを疑うに足りる相当な理由が
あるときは、裁判官の許可を得て、その場所に
入りその者を捜索することができる。但し、追
跡されている者がその場所に入つたことが明ら
かであつて、急速を要し裁判官の許可を得るこ
とができないときは、その許可を得ることを要
しない。

3 第一項の規定により合衆国軍隊の構成員、軍
属又は合衆国の軍法に服する家族を逮捕したと
きは、直ちに検察官又は司法警察員から、その
者を合衆国軍隊に引き渡さなければならない。

4 司法警察員は、前項の規定により合衆国軍隊
の構成員、軍属又は合衆国の軍法に服する家族
を引き渡したときは、その旨を検察官に通報し
なければならない。

第十九条 検察官又は司法警察員は、合衆国軍事
裁判所又は合衆国軍隊から、日本国の法令によ
る罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の
要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況
見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持
者、若しくは保管者にその物の提出を求めるこ
とができる。

2 検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司
法警察職員に前項の処分をさせることができ
る。

前二項の処分に際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対する監視による旨を明らかにしなければならない。

4 正当な理由がないのに、第一項又は第二項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の処分を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一円以下以下の過料に処する。

(刑事補償)

第二十条 刑事補償法 (昭和二十五年法律第一号) 又は少年の保護事件に係る補償に関する法律(平成四年法律第八十四号)の適用については、合衆国軍事裁判所又は合衆国軍隊による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留若しくは留又は拘禁は、刑事訴訟法による拘禁又は少年の保護事件に係る補償に関する法律第二条第一項第二号に掲げる身体の自由の拘束とみなす。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二八年一月一二日法律第二六四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 檢察官又は司法警察員は、逮捕された者が合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族であり、且つ、その者の犯した罪が昭和二十八年十月二十九日前の行為に係るものであることを確認したときは、この法律による改正後の第十一条第一項の規定により引渡をなすべき場合に該当しない場合においても、刑事訴訟法の規定にかかわらず、直ちに被疑者を合衆国軍隊に引き渡さなければならぬ。

3 司法警察員は、前項の規定により被疑者を合衆国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。

附 則 (昭和三五年六月二三日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第十一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

(第十三条関係の経過規定)

に基く行政協定第十七条の当該時に存在した規定が適用されるべき事件については、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第十一条から第十九条までの規定を適用しない。この場合においては、この法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法第十条から第十九条まで並びに日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百六十四号）附則第二項及び第三項の規定の定めるところによる。

2 この法律の施行前に合衆国軍事裁判所又は合衆国軍隊によつてされた抑留又は拘禁についての刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の適用に関しては、なほ從前の例による。

附 則（平成四年六月二日法律第八四号）抄

（施行期日等）

附 則（平成二三年六月二十四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に第二条に規定する決定があつた保護事件に係る身体の自由の拘束又は没収について適用する。

一 第二条の規定、第三条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪处罚法」という。）第七十一条第号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定、第三条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪处罚法」という。）第七十一条第号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略

二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを「一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二条第一号を削る改正規定」という。）並びに附則第五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに第二十条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十四条の改正規定、附則第二十八条第二項、第三十一条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第一百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定並びに刑法等一部改正法第十一条中少年鑑別所法第一百三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第一条のうち、刑事訴訟法目次、第九十三条及び第九十五条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第九十六条の改正規定、同法第一編第八章に二十三条を加える改正規定（第九十八条の二及び第九十八条の三に係る部分に限る。）、同法第二百八条の二の次に三条を加える改正規定 同法中第二百七十八条の二を第二百七十八条の三とし、第二百七十八条の次に一条を加える改正規定、第同法第三百四十三条の次に二条を加える改正規定、同法第三百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第四百二条の次に一条を加え

る改正規定、同法第七編中第四百七十七条の前に章名を付する改正規定、同法第四百八十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二条及び第五百七条の改正規定、同法中同条を第五百八条とし、第五百六条の次に章名及び一条を加える改正規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条、第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定、附則第十三条中刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条第三項の改正規定、附則第十四条及び第十五条の規定、附則第十六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）。以下「日米地位協定刑事特別法」という。）第十三条の改正規定、附則第十七条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）。以下「日国連裁判権議定書刑事特別法」という。）第五条の改正規定、附則第十九条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第百五十一号）。以下「日国連地位協定刑事特別法」という。）第五条の改正規定、附則第二十四条中国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第六十三号）第六十四条以下「日国連地位協定刑事特別法」という。）第五条の改正規定、附則第二十五条の規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第七十七条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百六条の十一の項の改正規定（第二百七十八条の二第二項）を「第二百七十八条の三第二項」に改める部分に限る。）附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

別表

一 防衛に関する事項

イ	防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
ロ	部隊の隸属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備
ハ	部隊の任務、配備又は行動
二	部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度
ホ	部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量
イ	編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況
四	第一条中刑事訴訟法第一百九十九条第二項の改正規定、同法第二百二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十三条の次に二条を加える改正規定、同法第二百五十六条の次に一条を加える改正規定、同法第二百七十七条の次に七条を加える改正規定、同法第二百九十条の二第一項、第二百九十二条の二第一項、第二百九十二条の二第一項、第二百九十二条の三ただし書、第二百九十九条の四、第二百九十九条の五、第二百九十九条の六、第二百九十九条の七及び第三百十二条の八、第三百九十九条の二十三第三項、第三百四十三条、第三百五十条の二十二、第四百二十九条及び第四百六十三条の改正規定並びに同法第四百六十八条に三項を加える改正規定、同法第三百十六条の五、第三百十六条の十一、第三百十六条の二十三第三項、第三百四十三条、第三百五十条の二十二、第四百二十九条から第二十三条までの規定、附則第二十一条から第二十三条までの規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第一百八条第三項、第一百一十五条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六条の十一の項の改正規定（第一百六十九条）の下に「第二百七十七条第一項及び第四項」を加える部分に限る。）附則第三十三条及び第三十四条の規定並びに附則第三十五条のうち刑法等の一部改正法第三中刑事訴訟法第三百四十三条の改正規定の改正規定（公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日）